

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成26年5月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）の一部改正案についての意見・情報の募集について

平成31年3月27日  
農林水産省食料産業局

この度、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成26年5月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

## 記

### 1 意見公募の趣旨・目的・背景

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律附則第2条において、法の施行後5年以内に法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされています。

今般、法の施行から5年経過することから、これまでの法施行状況を市町村へのアンケート結果や関係者の意見を踏まえながら検討し、昨年10月の食料・農業・農村政策審議会食料産業部会で報告した結果、情勢の変化も踏まえた対策の充実強化を図る観点から、基本方針の変更について検討を行いました。

この案について、広く国民の皆様から意見・情報を募集し、提出していただいた意見・情報を考慮しつつ、この案を決定することを目的として行うものです。

### 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）(<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課において配布

### 3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課再生可能エネルギー室

農山漁村再生可能エネルギー法担当

(3) FAXの場合

以下担当まで送付してください。

FAX番号：03-3502-8285

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課再生可能エネルギー室

農山漁村再生可能エネルギー法担当

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

平成31年3月27日～平成31年4月25日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ① 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村活性化に関する基本的な方針（平成26年5月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）の一部改正案
- ② 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村活性化に関する基本的な方針（平成26年5月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）の一部改正案の概要
- ③ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村活性化に関する基本的な方針（平成26年5月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）
- ④ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律